

特定子ども・子育て支援施設等 確認監査の着眼点

主な根拠及び関係法令

▼松山市条例・規則

交付年月日	正式名称		省略表記
平成26年7月11日	条例第50号	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	確認基準条例
平成27年3月31日	規則第44号	松山市子ども・子育て支援法施行細則	子ども・子育て支援法施行細則

▼関係法令、告示等

交付年月日	正式名称		省略表記
平成24年8月22日	法律第65号	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法
平成26年6月13日	政令第213号	子ども・子育て支援法施行令	子ども・子育て支援法施行令
平成26年6月9日	内閣府令第44号	子ども・子育て支援法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則
平成26年4月30日	内閣府令第39号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	確認基準

▼関係通知等

交付年月日	正式名称		省略表記
令和元年11月27日	府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について	-

特定子ども・子育て支援施設等 確認監査の着眼点(幼稚園型認定こども園及び新制度幼稚園で行う預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育)

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	I 確認基準			
	1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録			
○	(1) 子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援を提供した際、提供日、時間帯、内容その他必要な事項の記録等について、適切に行われているか。	指導	確認基準第54条
	2 利用料及び特定費用の額の受領			
○	(1) 利用料	・特定子ども・子育て支援を提供した際、施設等利用給付認定保護者からの利用料の支払い状況、支払額を適切に管理しているか。	指導	確認基準第55条1項
○	(2) 特定費用	・当該支払いの用途、額、理由を、文書により明確に示し、保護者への事前説明を行い、同意を得ているか。	指導	確認基準第55条2項
	3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付			
○	(1) 領収証	・利用料・特定費用の支払いを受けた場合、領収証を保護者に対し交付しているか。 ・利用料と特定費用の額を区分して記載しているか。		確認基準第56条1項
○	(2) 提供証明書	保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、内容、費用の額、その他必要な事項を記載した提供証明書を交付しているか。		確認基準第56条2項
	4 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知			
	(1) 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	施設等利用給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	指導	確認基準第58条

重点事項	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
	5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則			
	(1) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしていないか。		確認基準第59条
	6 秘密保持等			
	(1) 職員等の秘密保持	職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知りえた児童又は家族の秘密を漏らしていないか。		確認基準第60条1項
	(2) 秘密保持に係る措置	職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知りえた児童又は家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じているか。 ・業務上知りえた情報の取扱いに不適切な点はないか。 ・個人情報の守秘義務について、職員への周知は行っているか。		確認基準第60条2項
	(3) 保護者の同意	小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ているか。		確認基準第60条3項
	7 記録の整備			
	(1) 記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録等の施設運営に必要な記録は整備されているか。		確認基準第61条1項
	(2) 記録の整備・保存	特定子ども・子育て支援の提供の記録及び施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知に係る記録を整備し、保存しているか。 ※5年間保存しなければならない	指導	確認基準第61条2項